

資料編

資料編

1 計画策定の経緯

	年月日	項目	内容
令和元年度	令和元年 10月8日	第1回 本庄市健康づくり推進 総合計画策定庁内検討委員会	(1) 健康づくり推進総合計画策定について (2) 市民意識調査について
	令和元年 11月8日	第1回 本庄市健康づくり推進 総合計画審議会	委嘱状交付、正副会長選出、諮問 (協議事項) 審議会の運営方法(案)について (審議事項) (1) 健康づくり推進総合計画策定(案)につ いて (2) 市民意識調査(案)について
	令和元年 12月5日～ 12月20日	「健康づくりに関するアンケー ト調査」の実施	市民、小中学生、3歳児健康診査対象者へアン ケートの実施 ※3歳児健康診査対象者は令和2年1月～2月に実施
	令和2年 3月12日	第2回 本庄市健康づくり推進 総合計画策定庁内検討委員会	(1) 健康づくりに関するアンケート調査結果 (2) 関係団体ヒアリング調査シート(案) について (3) 各課事業進捗状況等調査(案)について
	令和2年 4月27日	第2回 本庄市健康づくり推進 総合計画審議会(書面会議・令和 元年度分)	(1) 健康づくりに関するアンケート調査結果 (報告) (2) 関係団体ヒアリング調査シート(案)に ついて
令和2年度	令和2年 5月22日～ 5月29日	「関係団体ヒアリング調査」の 実施	関係団体へヒアリング調査の実施
	令和2年 8月17日	第1回 本庄市健康づくり推進 総合計画策定庁内検討委員会	(1) 関係団体ヒアリング調査結果について (2) 3歳児アンケート調査結果について (3) 本庄市健康づくり推進総合計画施策評価 について (4) 施策の体系(案)について

	年月日	項目	内容
令和2年度	令和2年 8月27日	第1回 本庄市健康づくり推進 総合計画審議会（書面会議）	(1) 関係団体ヒアリング調査結果（報告） (2) 3歳児アンケート調査結果について （報告） (3) 本庄市健康づくり推進総合計画施策評価 表について（報告） (4) 施策の体系図（案）について
	令和2年 9月28日	第2回 本庄市健康づくり推進 総合計画策定庁内検討委員会	(1) 計画素案について
	令和2年 11月16日	第2回 本庄市健康づくり推進 総合計画審議会	(1) 第2期本庄市健康づくり推進総合計画 （案）について
	令和3年 1月8日～ 2月8日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
	令和3年 2月22日	第3回 本庄市健康づくり推進 総合計画策定庁内検討委員会	(1) 「第2期本庄市健康づくり推進総合計画 （案）」に対する意見と市の考え方について
	令和3年 3月19日	第3回 本庄市健康づくり推進 総合計画審議会	(1) 「第2期本庄市健康づくり推進総合計画 （案）」に対する意見と市の考え方について (2) 答申（案）について
		答申	

2 本庄市健康づくり推進総合計画審議会条例

平成26年3月28日

条例第3号

(設置)

第1条 市民の健康の保持及び増進の推進に関する総合的な計画として本庄市健康づくり推進総合計画（以下「計画」という。）を策定するため、市長の附属機関として、本庄市健康づくり推進総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定に関する事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療団体の者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 地域団体の者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年本庄市条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表健康づくり推進協議会委員の項の次に次のように加える。

健康づくり推進総合計画審議会委員	日額	6,200円
------------------	----	--------

3 本庄市健康づくり推進総合計画審議会委員名簿

令和元年 11 月 8 日～答申の日（敬称略）

番号	氏名	選出区分	
1	高橋 茂雄	第1号委員	本庄市児玉郡医師会
2	飯塚 能成		本庄市児玉郡歯科医師会
3	中田 和美		本庄市児玉郡薬剤師会
4	巴 高志	第2号委員	本庄市議会
5	田中 久子		女子栄養大学
6	宮島 貴美恵	第3号委員	本庄市食生活改善推進員協議会
7	五十嵐 幸司		埼玉ひびきの農業協同組合
8	都丸 幸子		本庄市ボランティアグループ連絡会
9	金子 真美 (～R 2. 5. 27)		本庄市PTA連合会
	黒田 エミ子 (R 2. 5. 28～)		
10	北川 茂		本庄市老人クラブ連合会
11	高野 美知子	本庄市体育協会	
12	小此木 薫	第4号委員	公募委員
13	片山 恭子		公募委員
14	林 きよみ		公募委員
15	遠藤 浩正	第5号委員	本庄保健所

4 本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会設置規程

令和元年10月8日
訓令第5号

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に規定する市町村食育推進計画及び本庄市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成26年本庄市条例第2号)第9条に規定する歯科口腔保健推進計画を統合した本庄市健康づくり推進総合計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の基本方針に関すること。
- (2) 計画の原案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は保健部長を、副委員長は保健部健康推進課長をもって充てる。

3 委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、庁内検討委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員は、自らが会議に出席できないときは、当該会議事項について、実質的に判断することができる職員を代わりに出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内検討委員会の庶務は、保健部健康推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。
(失効)
- 2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

企画財政部企画課長	市民生活部市民活動推進課長	福祉部地域福祉課長	
福祉部障害福祉課長	福祉部介護保険課長	保健部保険課長	保健部子育て支援課長
保健部保育課長	経済環境部商工観光課長	経済環境部農政課長	都市整備部次長
教育委員会学校教育課長	教育委員会生涯学習課長	教育委員会体育課長	

5 本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会委員名簿

令和元年10月8日～令和3年3月31日

役職名	職名	氏名
委員長	保健部長	岡野 美香
委員	企画財政部企画課長	前川 章
委員	市民生活部市民活動推進課長	塩原 利春
委員	福祉部地域福祉課長	五十嵐 世志雄
委員	福祉部障害福祉課長	折茂 勝彦
委員	福祉部介護保険課長	浅見 栄一
委員	保健部保険課長	星野 政洋
副委員長	保健部健康推進課長	伊平 直美
委員	保健部子育て支援課長	我妻 元晴 (～R2.3.31) 加藤 久美子 (R2.4.1～)
委員	保健部保育課長	三森 正弘
委員	経済環境部商工観光課長	小川 知子
委員	経済環境部農政課長	鈴木 勉
委員	都市整備部次長	青木 望 (～R2.3.31) 加藤 衛 (R2.4.1～)
委員	教育委員会事務局学校教育課長	黒崎 暢徳
委員	教育委員会事務局生涯学習課長	加藤 久美子 (～R2.3.31) 原 道弘 (R2.4.1～)
委員	教育委員会事務局スポーツ推進課長 (体育課長)	橋本 英樹

第2期本庄市健康づくり推進総合計画

令和3年3月

発行 本庄市

編集 本庄市保健部健康推進課

〒367-0031 埼玉県本庄市北堀 1422-1

電話 0495-24-2003 F A X 0495-24-2005

URL <https://www.city.honjo.lg.jp/>

